別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

１　漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	福岡市	漁　港　名	唐泊漁港	漁港種別	第２種
都道府県名	福岡県	市町村名	福岡市		

漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

唐泊漁港は、福岡市の西部に位置する第２種漁港である。

漁港区域内では、牡蠣の養殖が盛んに行われており、「唐泊恵比須かき」としてブランド化され、国内外へ幅広く展開している。

また、同区域内には、福岡市が運営する「福岡市海づり公園」が立地しており、本格的な釣りが楽しめるレジャースポットとして、多くの人々に親しまれている。さらに、公園内には、福岡市漁業協同組合が運営する牡蠣小屋があり、冬季には、地元産の牡蠣をはじめとした水産物を味わうことができる。

海づり公園は、昭和 60 年４月の開園から約 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。このため、現在、利用者の安全性や利便性の向上を図るため、施設の建替え等の再整備を進めている。

本計画では、この再整備にあわせて、公園内の緑地等の空いたスペースを活用し、民間活力の導入により、新たな賑わいの創出を図る。これにより、釣り利用者だけでなく、広く市民や観光客が楽しめる施設とするとともに、水産物の消費増進等を通じた地域の活性化につなげていくことを目的とする。

このために活用を図る公共空地は、当該目的に沿った用途で認定計画実施者に占用させることとし、当該事業の終了後には、本来の用途に円滑に供するために原状回復できるよう、適切にその機能を保全するものとする。

備考

１　漁港管理者名、漁港名、漁港種別及び漁港が所在する都道府県及び市町村名を該当する欄にそれぞれ記載すること。

２　漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針について、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の活用の方向性と機能の維持・保全の考え方、事業が目指す目的や効果、その当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の安定供給への寄与の考え方を記載すること。

別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

２　漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

事業の実施期間	令和１０年度～令和４０年度（３０年間）
求められる事業内容	

〇水産物の消費の増進に関する事業

・地元水産物等を販売する店舗・飲食店等の整備・運営を行う事業　　等

〇附帯事業

・上記事業に附帯する宿泊施設の整備・運営を行う事業

・上記事業に附帯する駐車場の整備・運営を行う事業　　等

備考

１　実施期間は、30 年間を超えない範囲で記載すること。

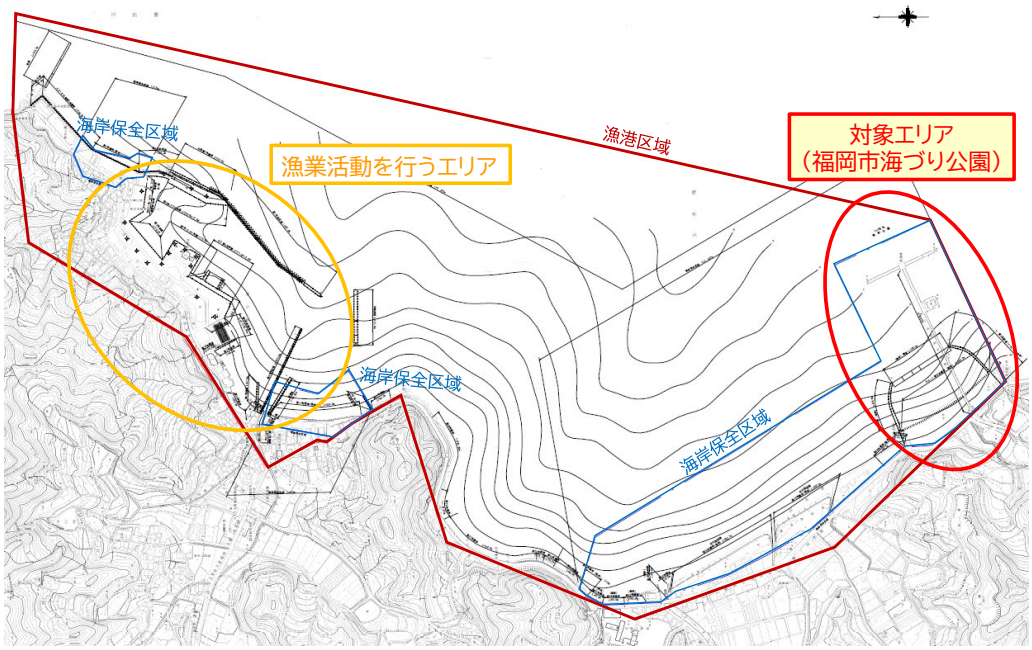
２　求められる事業内容は、水産物の消費の増進に関する事業、交流の促進に関する事業、前者２つに附帯する事業のいずれに該当する内容かについて、その類型を示すとともに、事業内容について概要を記載すること。

別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

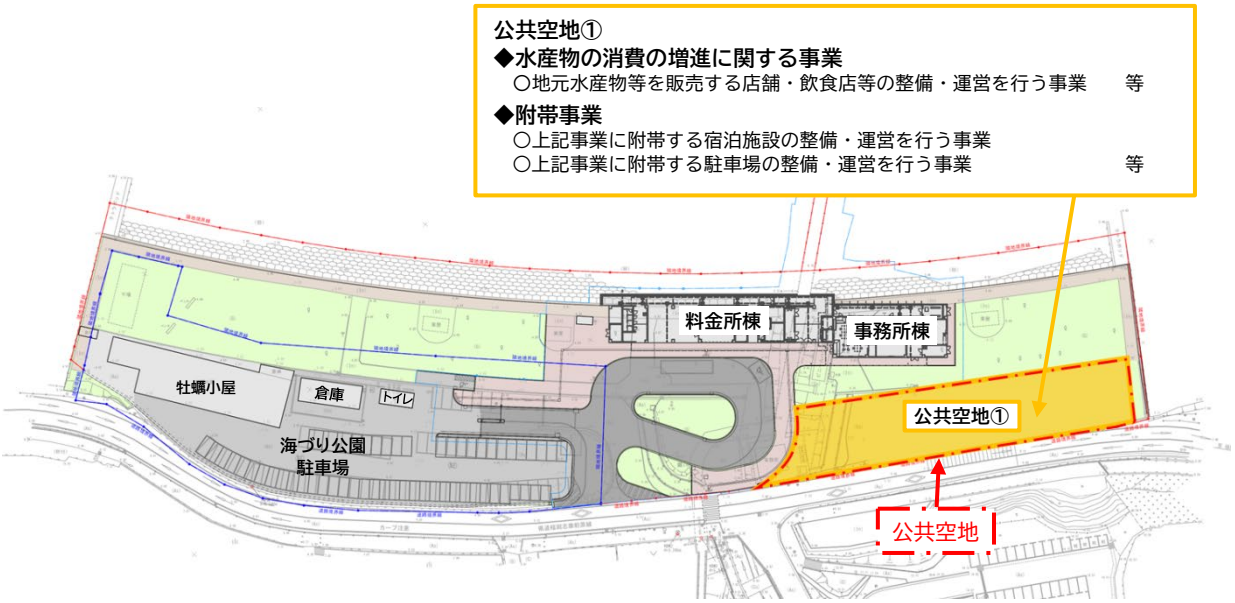
３　漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

平　面　図

漁港全体図



対象エリア拡大図



備考

１　漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において、貸付けようとする漁港施設その他活用を図ろうとする漁港施設、水面若しくは土地の占用をさせようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権を設定しようとする漁港の区域内の水域について、その場所と範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

４　漁港の利用に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方
本計画の対象エリアである福岡市海づり公園は、漁業活動が行われているエリアからは十分な距離があり、本計画の内容が当該漁港の漁業上の利用を阻害しない。
② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項
認定計画実施者は、事業の実施に必要な施設を整備する際には、海づり公園の既存駐車場等も活用しながら、来訪者を受け入れる駐車スペースを十分確保し、来訪者が道路上に駐車すること等がないよう措置を講じる。
③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項
―

備考

１　漁港施設等活用事業の実施が、当該漁港の漁業上の利用を阻害しないようにするため、また、その他の漁港の利用を著しく阻害しないようにするための当該漁港の利用全体のあり方について、基本的な考え方を記載すること。

２　特に、漁港施設の円滑な利用の確保について、漁港施設等活用事業において利用する漁港施設とその他の漁港施設の動線の調整等、周辺の漁港施設も含めた漁港施設の利用者の利便性が阻害されないための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。

３　特に、漁港施設等活用事業を実施しようとする水域に漁業権が設定されている場合、当該漁業権に基づく漁業活動を阻害しないための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。

別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

５　漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

①　漁港の利用者の安全の確保に関する事項
地震・津波災害等自然災害に対して、地域住民だけでなく、一般来訪者も含めて避難体制を確保し、一時避難所等の避難先を定めるなど、安全に誘導する措置を講じなければならない。
②　環境との調和に関する事項
本計画の対象エリアである福岡市海づり公園は、自然公園法で定められる玄海国定公園の第２種特別地域であることから、認定計画実施者は、設置する建物の屋根・壁面の色彩や形態が周囲の景観と著しく不調和にならないよう十分配慮しなければならない。
③　漁港の保全上特に配慮すべき事項
漁港施設等活用事業を実施するにあたり、施設を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合は、事前に漁港管理者及び公園管理者である福岡市と協議しなければならない。 また、排水及び廃棄物については、適切に処理しなければならない。
④　その他
漁港施設等活用事業の実施にあたっては、福岡市海づり公園内の既存施設との連携を図り、施設相互の相乗効果を高める等、エリア全体の賑わい創出に努めなければならない。 また、公益上の理由により、活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は、漁港管理者の求めに応じて、認定計画の変更について、真摯に協議に応じなければならない。 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の作成や申請方法の詳細については、漁港管理者が別途作成する公募要綱等にて示すものとする。

備考

１　漁港の利用者の安全の確保に関する事項については、漁港施設等活用事業の実施に関し、漁港の利用者に対する地震・津波等自然災害に対する避難体制の確保及び漁港の利用者の水面への転落防止のための措置等の安全な利用の確保ための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。

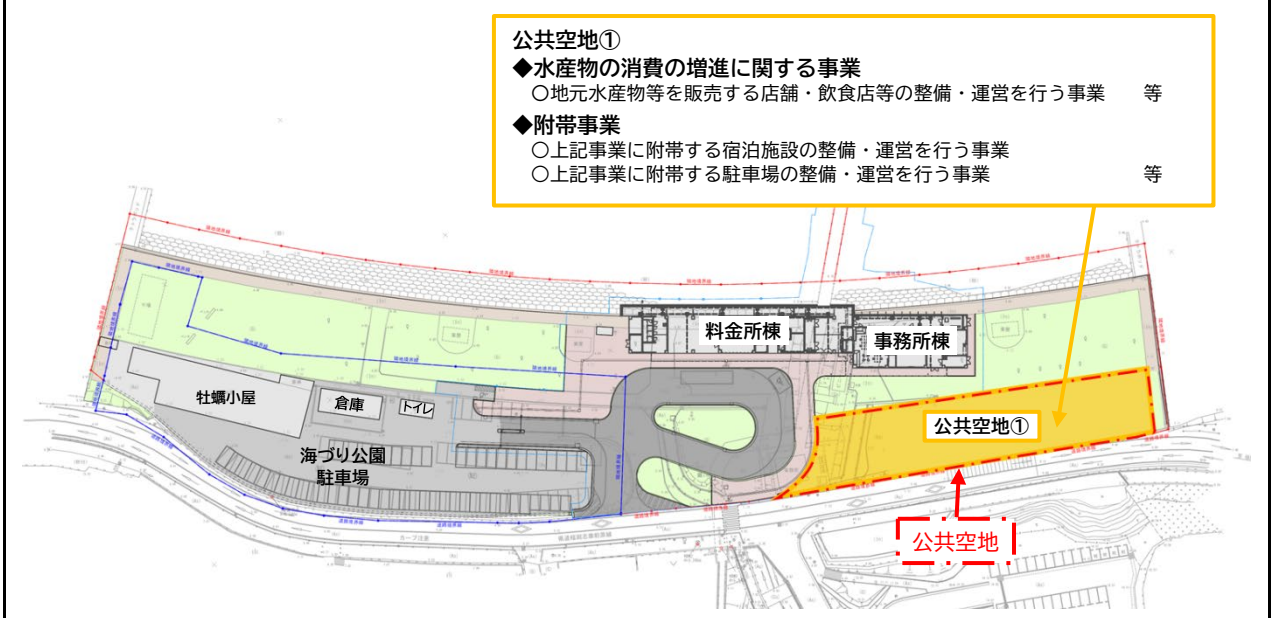
２　環境との調和に関する事項については、漁港施設等活用事業の実施に際し、活用事業施設の設置に関する自然環境等への影響緩和や景観との調和に関し、特に配慮すべきことを記載すること。

３　漁港の保全上特に配慮すべき事項については、漁港施設等活用事業の実施に際し、漁港施設等活用事業の実施により排出される排水や廃棄物等の適正な処理、活用事業施設の設置に係る漁港施設や周辺施設、地形等の安定性の確保について、特に配慮すべきことを記載すること。

別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

６　漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

平　面　図



備考

貸付けをしようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をさせようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、場所と範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

（貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間）

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数　　量	貸付期間
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―

備考

１　貸付けをしようとする漁港施設について、漁港施設毎に適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応がわかるよう施設名を示しつつ、漁港施設の種類、漁港施設の所有者、施設の数量（用地については面積、防波堤や岸壁等については延長、建屋は棟数など）、貸付期間を記載すること。

２　漁港施設の種類は、漁港施設台帳に記載されている漁港施設名を記載する。

（占用をさせようとする漁港の区域内の水域）

水域名	面積	占用の期間
水域①	―	―
水域②	―	―

（占用をさせようとする漁港の区域内の公共空地）

公共空地名	面積	占用の期間
公共空地①	1,424 ㎡	30 年間
公共空地②	―	―

備考

１　占用をさせようとする漁港の区域内の水域と公共空地について、水域と公共空地毎に適宜欄を追加し、平面図で示した範囲との対応がわかるよう名称を示しつつ、占用の面積及び期間を記載すること。

別冊８　漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

７　漁港水面施設運営権の設定について

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定
―
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域
―

備考

１　認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定については、漁港水面施設運営権を設定しようとする場合、その旨を記載するとともに、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間を記載すること。２　漁港水面施設運営権を設定しようとする水域については、３及び６の平面図で示した範囲との対応がわかるよう名称を示しつつ、占用する水域の面積を記載すること。

８　漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合等における漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の原状回復に関する事項

認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合、その他の事由により当該施設を用いないこととなった場合については、福岡市と協議の上、認定計画実施者自らの責任と負担において、漁港施設等活用事業の実施に伴って整備した施設を撤去するなどして、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、福岡市が、原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

備考

１　漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設等を用いないこととなった場合における、当該認定計画実施者が行うべき漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地上の活用事業施設の撤去や引き渡しその他の措置について、必要となる条件を記載すること。

２　貸付けを受けようとする漁港施設、占用をしようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定を受けようとする水域の別に記載すること。